

栃木県糖尿病重症化予防プログラムにおける 糖尿病性腎症保健指導指示書作成料に係る標準的な事務の取扱について

平成 29 年 6 月
栃木県保険者協議会

1. 趣旨

栃木県糖尿病重症化予防プログラム（平成 28 年 12 月策定）では、かかりつけ医が作成した「(様式 2) 糖尿病性腎症保健指導指示書」に基づき、保険者が保健指導を実施することとしていますが、かかりつけ医及び保険者の事務の円滑化と軽減に資するため、次のとおり、かかりつけ医が当該指示書を作成した際の料金やその支払い方法等の標準化を図ることとしました。

なお、医療保険者と医療機関の間で料金等について特段の定めをしている場合は、この取扱によらないこととします。

2. 標準的な指示書作成料金

糖尿病性腎症保健指導指示書 1 件当たり 2, 500 円（税別）

※診療報酬の情報提供料 250 点を参考に、栃木県保険者協議会において
設定

3. 標準的な指示書作成料の請求・支払事務の取扱い

(1) 指示書作成料の請求（かかりつけ医→医療保険者）

【請求書作成時の留意事項】

- ① 保健指導対象者の医療保険者ごとに請求書を作成
- ② 住所、医療機関名、請求額、口座振込先等、必要事項を記入の上、代表者印を押印

【請求書（指示書含む）送付時の留意事項】

- ① 「「(様式 2) 糖尿病性腎症保健指導指示書」及び「指示書作成対象者の保険証の写し（コピー）」に「栃木県糖尿病重症化予防プログラムに係る糖尿病性腎症保健指導指示書作成料請求書（別添様式）」を添えて、保健指導対象者の医療保険者へ提出。

なお、指示書には個人情報が含まれるため、信書便等による送付方法を推奨する。

- ② 請求書の送付先情報（医療保険者の名称、住所、電話番号等）は、「栃木県国民健康保険団体連合会ホームページ（栃木県保険者協議会ページ）」に公表する。

<公表する情報のイメージ>

○栃木県糖尿病重症化予防プログラムに基づく保健指導を実施する保険者の情報

医療保険者名	住所	所管部署	電話番号	保健指導開始年月
○○○○○○	□□□□□□	○○部●●課	●●●-●●●-●●●●	平成29年4月より
△△△△△△	▲▲▲▲▲▲	○○課●●グループ	▼▼▼-▼▼▼-▼▼▼▼	平成29年10月より

(2) 指示書作成料の支払（医療保険者→かかりつけ医）

- ① 各医療保険者は、かかりつけ医から送付された「指示書」及び「請求書」を受領し、内容を確認する。
- ② 各医療保険者は、請求月の翌月末までに、指示書作成料金を指定口座へ振込む。

4. その他

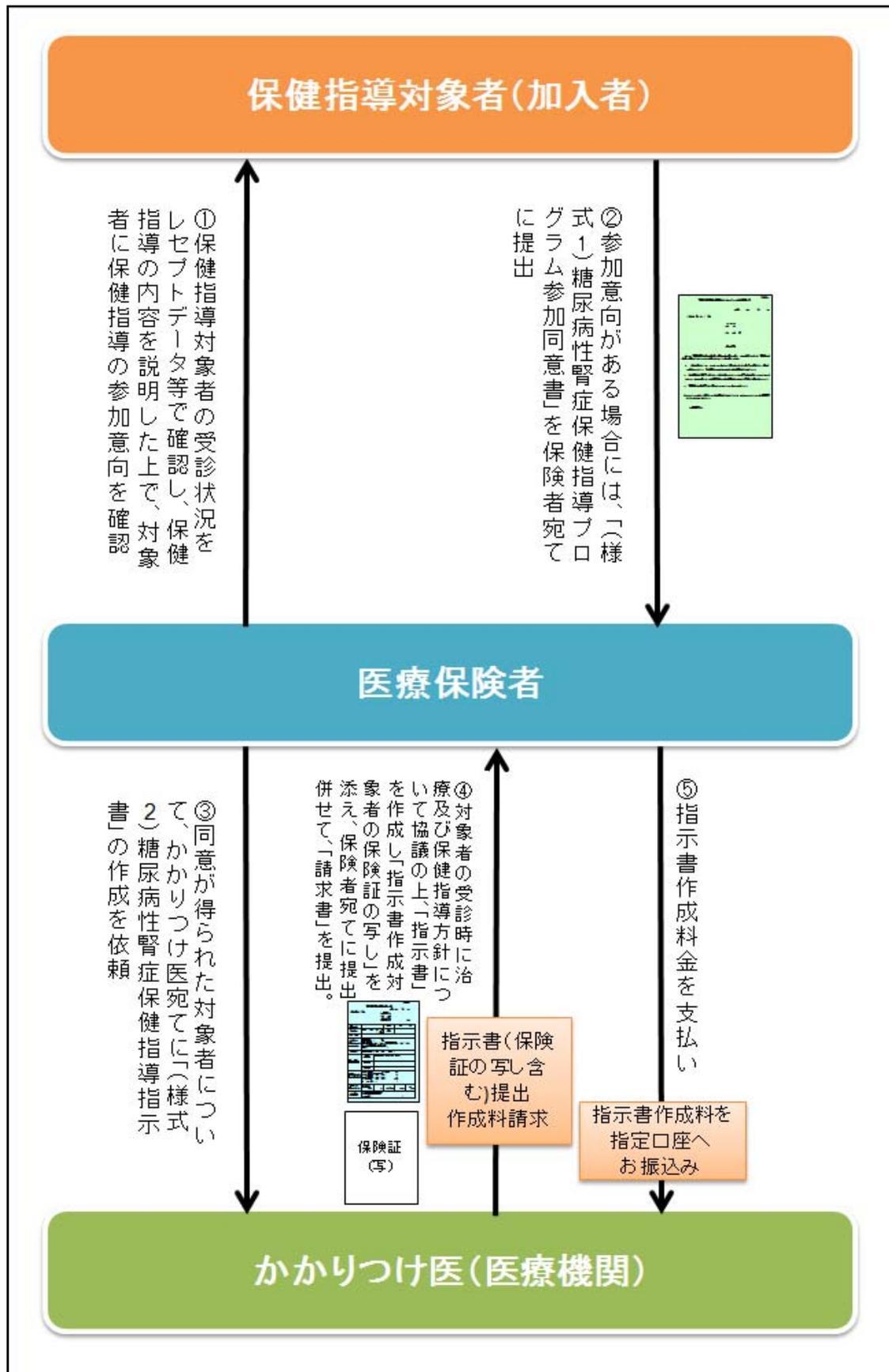
上記事務に係る以下の様式は、栃木県国民健康保険団体連合会（栃木県保険者協議会ページ）のホームページからダウンロード可能。

URL <http://www.tochigi-kokuho.jp/> ⇒ 「栃木県保険者協議会」

【様式】

- ・（様式1）糖尿病性腎症保健指導プログラム参加同意書
- ・（様式2）糖尿病性腎症保健指導指示書
- ・（様式）糖尿病性腎症保健指導指示書作成料請求書

【参考】糖尿病性腎症保健指導指示書作成の標準的な事務フロー
 <保険者が対象者を抽出する場合>



<医療機関が対象者を抽出する場合>

